

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年度一般入学試験（後期募集） －

試験科目：刑事訴訟法(本学)（担当：渡辺 顕修）

1. 出題趣旨

(1) 勾留に対する被疑者・被告人の救済方法

・ 条文を引用しながら，勾留の裁判に対する不服申した立ての方法を手続の流れに沿って解説すること。身柄が解放される方法全体を救済として説明すること。

被疑者・被告人共通として，勾留理由開示請求，準抗告，勾留取消し，勾留執行停止。被告人固有のものとして保釈請求について簡潔に声明すること。

(2) 証拠の取調べ請求から採用決定，その後の不服申立の概要

・ 条文を引用しながら，当事者が特定の証拠の取り調べの請求をした後，その採用決定までの流れと，これに不服のある側が異議申立を行なう流れを時系列で整理すること。

請求，相手方の意見聴取，裁判所の決定そして309条1項異議とこれに関する規則205条以下の処理について完結に記すこと。

(3) 刑事訴訟法317条の趣旨について

・ 証拠裁判主義の意義と，317条が求める証拠能力の基準（関連性），排除法則の根拠となっていることとその概要など317条が果たす事実認定と証拠能力に関する役割を簡潔に記すこと。

2. 採点実感

(1) について，断片的であっても，被疑者・被告人の身体拘束を解放するのに役立つ手続を列挙できているものが多かった。但し，的外れな指摘もあった（黙秘権保障など）。

(2) について，法298条と規則にまで言及し，かつ法科大学院の講義であれば指導されている証拠調べの段取りにそって説明できたものは少なかった。他方，公判前整理手続を踏まえた場合とそうでない場合にも言及した優れたものも見られた。

(3) について，317条の広がりや各受験生がどの程度理解し短時間の間にどこに力点を置いて凝縮した説明をするかを試したが，それぞれ工夫した答案が多かった。証拠裁判主義，厳格な証明の原理，証拠法の総論としての位置付け等など。

3. 学習方法

1 試験の目標は、既修者として入学するにあたり、本学の未修1年次に学ぶべき基本知識と手続の流れを理解する土台ができていることを点検することにある。既修者としての学習を通じてより完成度を高める基盤があるかどうかの確認である。

2 学習準備としては、基本書などをベースに、(1)手続の流れを理解すること、(2)基本原理、基本概念をしっかりと説明できること、(3)以上に関連する基本条文を読み込んでいること、これらを学習目標にして欲しい。なお、判例を基準に理解すればよく、論点・争点に関する学説の分布やその当否に関する議論の理解までは不要である。